

令和5年11月17日 改正石綿則説明会を開催しました。

建築物や工作物の解体等を行う事業場を対象に、石綿則の改正について説明会を開催しました。当説明会において、新たに電子システムを活用した事前調査結果の報告方法及び事前調査を実施する者の要件の追加といった、法令の改正等について説明しました。

説明会の様子



説明会配布資料(抜粋)

労働者の石綿健康障害防止対策の課題と対応

現状と課題

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- 石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

改正事項	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	10月
事前調査者講習	事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行					
	分析調査を不要とする規定の暫行仕様への適用	周知	令和3年4月施行					
	事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知	令和3年4月施行					
	事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行					
石綿特別教育 石綿作業主任者講習	計画書の対象拡大	周知	令和3年4月施行					
	解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知	令和3年4月施行					
	責任回避を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行					
	17、18号システム取組1種を切替等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行					
	体上準材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行					
	石綿含有成形品に対する措置の強化(切替等の範囲向上)	周知	令和2年10月施行					
	労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行					
	作業実施状況の写真等による記録の厳格化	周知	令和3年4月施行					
	発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行					
	改正事項	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月

まとめ

○これまで届出の対象外であった戸建て住宅のレベル3建材を含め、令和4年4月1日から石綿の有無に係わらず、床面積(総床面積)80㎡の解体工事、請負金額(税込)100万以上の改修工事等については、事前調査結果を工事着工前までに報告することが必要となりました。

○また、令和5年10月1日からは、資格者に事前調査を実施させることが義務化されますので、自社で事前調査を行う場合は、「建築物石綿含有建材調査講習」の受講をお願いします。

○資格者による事前調査の実施により、戸建て住宅では、これまでよりも石綿含有建材の使用が明らかとなるケースが増えることが想定されます、有資格者による適切な工法での施工をお願いいたします。

アスベスト含有建材の使用部位例

<戸建て住宅>

